

平成 26 年賃金改定状況調査結果

＜ 調査の概要 ＞

1. 調査の地域 都道府県庁所在都市及び都道府県ごとに原則として人口 5 万人未満の市より選定した 1 又は複数の市（地方小都市）の区域
2. 調査産業 都道府県庁所在都市については製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、その他のサービス業（※）、地方小都市については製造業
 [（※）その他のサービス業とは、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）をいう。]
3. 調査事業所 平成 26 年 6 月 1 日現在の常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所で、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した事業所

都道府県庁所在都市	約 3, 0 0 0	事業所
地方小都市	約 1, 0 0 0	事業所
合 計	約 4, 0 0 0	事業所

4. 調査労働者 調査事業所に雇用される労働者

約 3 2, 0 0 0 人

5. 調査対象期日及び項目

(1) 次の事項については、平成 26 年 6 月 1 日現在における事実について調査した。

- イ 事業所の名称、所在地、企業規模、事業内容
- ロ 労働者の性、就業形態等

(2) 次の事項については、平成 25 年 6 月分及び平成 26 年 6 月分における事実について調査した。

- イ 労働者の月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数
- ロ 労働者の所定内賃金額

(3) 賃金改定率については、平成 26 年 1 月から 6 月までの事実について調査した。

(4) 年間所定労働日数については、平成 24 年度及び平成 25 年度の実事について調査した。